

# 地方公共団体における規制の点検・見直しマニュアル【第1.0版】の概要

## 本マニュアルの趣旨 (第1章)

- ・国民がデジタル社会の恩恵を一層実感できるようにするため、**暮らしに関連する行政サービスを担う地方公共団体による規制の見直しが重要。**
- ・デジタル臨調における**国の法令等の見直しの考え方**や**先行団体の取組**を紹介するとともに、**地方公共団体が条例等の見直しに取り組むための推進体制や作業手順の案を示す。**

## デジタル臨時行政調査会における国のアナログ規制の点検・見直し (第2章)

- ・内閣総理大臣の下に関係省庁及び専門家を結集し、国の法令等の点検・見直しの基準や対象範囲(※)等の考え方を決定。  
※ アナログ規制7項目(目視、実地監査、定期検査・点検、常駐・専任、対面講習、書面掲示、往訪閲覧・縦覧)のほか、フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定等
- ・事務局(デジタル庁)と各規制所管府省が連携して、各規制の見直し方針について「規制の一括見直しプラン」を策定
- ・具体的な見直しの内容、スケジュール等について、2022年末までに「見直し工程表」を公表。

## 地方公共団体のアナログ規制の点検・見直し (第3章)

### 規制の点検・見直しの手順

#### Step 1

組織の意思統一・推進体制構築

- ・規制の点検・見直しの推進には、**首長等のリダーシップ**により**庁内の前向きな機運の醸成が重要。**
- ・見直し方針の策定や規制所管部門等の調整を行う**推進部門を設置し、全庁的な協力体制を構築。**

#### Step 2

方針の決定

- ・デジタル臨調の取組や規制所管部門の意見を踏まえ、推進部門が**規制の点検・見直し方針**を策定。  
✓規制の点検・見直しの目的、推進体制 ✓点検・見直しのスケジュール etc.

#### Step 3

規制の洗い出し  
類型・フェーズの当てはめ

- ・推進部門は、**規制の洗い出しのための照会様式を作成**し、規制所管部門に照会を実施。
- ・規制部門は、規制の洗い出しや類型、現在のフェーズ、根拠の分類(※)等を確認し照会に回答。  
※規制根拠の分類 (a) 国等における規制の見直しを踏まえた上で対応する規制  
(b) 地方公共団体が自らの判断で主体的に見直しを進められる規制

#### Step 4

規制の見直しの検討

- ・推進部門は、規制所管部門の回答を「**適合性点検対象リスト**」として取りまとめ、一覧化する。
- ・**推進部門と規制所管部門が連携の下**、見直し後のフェーズや方法等を検討し、見直しの方向性を確定。

#### Step 5

規制の見直し

- ・規制所管部門は、要見直しの規制について、**条例や様式の改正、運用等の必要な見直し**を行う。  
✓規制に係る複数の条例改正を一括して議会に提出することも考えられる。  
✓必要な技術の選定には事務局が作成する「テクノロジーマップ」(※)の活用を推奨。

### 【参考】見直しの先行事例

- ドローンの活用により、森林整備事業における目視検査を代替できるよう訓令を改正して措置(A町)
- オンライン会議システムの活用により、介護相談員による介護施設等への訪問をオンラインで実施できるよう、訓令を改正して措置(B町)

### ※ テクノロジーマップ (イメージ)

規制類型	データ取得	データ解析
目視		
調査	・カメラ	・画像診断
巡視・見張	・センサー	・ビッグデータ分析

類似の趣旨・目的の規制をまとめた類型とデジタル技術の対応関係を整理し、一般に公表